

当ファンドは、特化型運用を行います。

# アテネ債券/SMTAMグローバル経済コア戦略ファンド2026-06

単位型投信/内外/資産複合/特殊型(条件付運用型)



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

■ 委託会社 (ファンドの運用の指図を行う者)

## 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第347号

設立年月日：1986年11月1日

資本金：20億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：16兆6,050億円

(資本金、運用純資産総額は2026年3月31日現在)

■ 受託会社 (ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

## 三井住友信託銀行株式会社

■ 照会先

 三井住友トラスト・アセットマネジメント

 ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

 フリーダイヤル：0120-668001  
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)



SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。  
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	内外	資産複合	特殊型 (条件付運用型)

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
債券 (その他債券)	年1回	グローバル (日本を含む)	なし	条件付運用型

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

ESG分類
ESG投信ではありません

この目論見書により行うアテネ債券／SMTAMグローバル経済コア戦略ファンド2026-06の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月15日に関東財務局長に提出しております。

有価証券届出書の効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにてご確認ください。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

# ✓ ファンドの目的・特色



## ファンドの目的

安定的な収益の確保と投資信託財産の中期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

1. アセント・ファイナンス・リミテッドが発行する円建債券(以下「アテネ債券」)<sup>\*1</sup>に高位に投資<sup>\*2</sup>し、設定日から約3年後の満期償還時<sup>\*3</sup>のファンドの償還価額について、元本確保を目指します<sup>\*4</sup>。

\*1:生命保険会社であるアテネ・アニュイティ・アンド・ライフ・カンパニー(以下「アテネ」)がアテネ・グローバル・ファンディングと資金供給契約(Funding Agreement)を結び、当該契約を裏付けとしてアテネ・グローバル・ファンディングが発行するFABN等を担保資産とした円建リパッケージ債(既存又は新発の債券等をもとに、利金や元本の受け取り方を組み替えて新たに組成された債券)です。

### FABNとは

- FABN(Funding Agreement Backed Note)は、米国の生命保険会社に利用が認められている資金供給契約を裏付けに発行される債券です。また、FABNは円建や米ドル建など複数の銘柄が存在しており、アテネ債券の担保資産も複数銘柄を組み入れることを想定しています。また、担保資産の入替を行うことがあります。
- この資金供給契約は、アテネが契約に基づき元利金を支払う仕組みです。また、資金供給契約に係る元利金の支払順位は、アテネの一般的な保険契約に基づく支払いと同等と位置づけられています。

#### アセント・ファイナンス・リミテッド及びアテネ・グローバル・ファンディングについて

債券の発行など特定の目的のために設立された特別目的事業体です。特別目的事業体は、一般的に資産の証券化や仕組債の発行で利用されます。アセント・ファイナンス・リミテッドはケイマン諸島において設立された法人であり、アテネ・グローバル・ファンディングは米国デラウェア州法に基づき設立された法定信託です。

\*2:満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

\*3:信託期間約3年の単位型投資信託です。

\*4:元本とは、お申込金額から購入時手数料を除いた金額を指します。FABNの債務不履行(デフォルト)等の理由からアテネ債券が早期償還となった場合には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

- ファンドは一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型運用ファンドに該当します。
- ファンドはアテネ債券に集中して投資を行うため、投資する債券の発行体等が債務不履行(デフォルト)となった場合等には、大きな損失が発生することがあります。

※満期償還時における元本確保を目指しますが、ファンド元本の確保を保証するものではありません。

## ✓ ファンドの目的・特色

### ファンドの特色

**2.** SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の累積収益率により決定される実績連動クーポンと固定クーポンで構成されるアテネ債券のクーポンを獲得することを目指します。

- 実績連動クーポンは、アテネ債券の満期時に元金及び固定クーポンとともに支払われます。
- 実績連動クーポンは、運用開始基準日<sup>\*5</sup>以降のSMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の累積収益率に概ね連動する水準<sup>\*6</sup>で決定されます。累積収益率がマイナスの場合、実績連動クーポンはゼロとなります。
- SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数は、日本・先進国(日本を除く)・新興国の株式・債券及び日本・先進国(日本を除く)のREIT、並びに金の9資産の複製戦略を投資対象とし、目標リスク水準が年率4%程度となるようリスクコントロールを付与した指数です。資産配分は三井住友トラスト・アセットマネジメントの定性判断をもとに決定します。

※目標リスク水準は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、目標リスク水準はリスク水準の目標を表すものであり、年率4%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

- 固定クーポンは、ファンドの設定日以降に決定される利率に基づいて支払われます。

\*5:運用開始基準日は2026年7月15日です。

\*6:連動する水準は100%を目指しますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

**3.** アテネ債券の固定クーポン収入から諸コスト等<sup>\*7</sup>を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に1万口当たり30円程度(課税前)<sup>\*8</sup>の分配を行うことを目指します。

\*7:信託報酬及びその他費用等です。

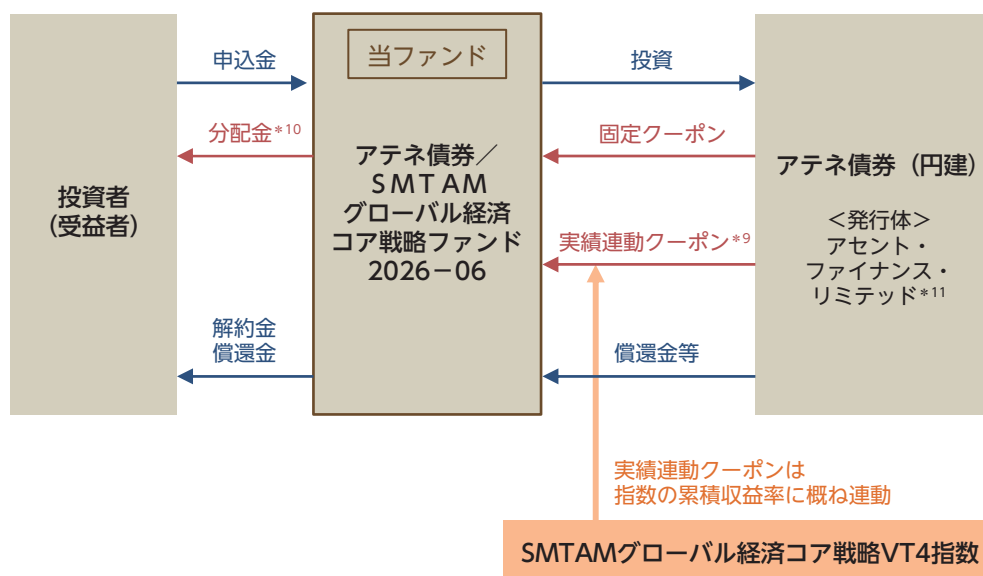
\*8:有価証券届出書提出日(2026年5月15日)現在の市場環境等を前提とした委託会社の予想に基づく分配金であり、将来の運用の成果を示唆及び保証するものではありません。分配原資となるアテネ債券の固定クーポンは、ファンドの設定日以降にアテネ債券の発行条件において決定されます。固定クーポンの利率は金利動向や発行体等の信用力等の影響を受けるため、実際の分配金は予想に基づく分配金とは異なる可能性があります。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。



## ファンドの特色

### ファンドのしくみ



\*9: SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の運用開始基準日(2026年7月15日)から2029年6月22日(予定)までの累積収益率がマイナスの場合には実績連動クーポンはゼロとなります。

\*10: 分配金は固定クーポンから諸コスト等を差し引いた分配原資からお支払いします。ただし、差し引き後の全額を分配金としてお支払いすることを約束するものではありません。なお、実績連動クーポンとファンドの最終期の固定クーポンに基づく収益は、分配金として支払われるのではなく、ファンドの償還金額に含まれます。

\*11: アセント・ファイナンス・リミテッドは、債券発行代わり金をもって、次の資産への投資及び取引を行います。

- ①アテネ・グローバル・ファンディングが発行するFABN(担保資産)
- ②UBS AG ロンドン支店との店頭デリバティブ取引

## アテネの概要

■2009年に設立された米国のアテネ・ホールディング傘下の生命保険会社で、年金保険をはじめとした貯蓄性保険商品等を通じ、米国の個人を中心に退職後の資産形成を支援しています。

■総資産は約3,407億米ドル(約53.3兆円)\*12です。

■保険財務力格付においては、**A<sup>+</sup>**を付与\*13されています。

\*12: 2025年12月末現在のアテネの法定開示資料におけるNet Admitted Assets(保険金支払余力の裏付けとなる資産)に基づきます。円換算金額は、米ドルベースのデータを同時点の為替データを基に三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。

\*13: S&Pによる2026年2月末現在の格付。保険財務力格付は意見表明であり、事実の表明や証券の購入・保有・売却を推奨するものではありません。また、特定の証券の投資適合性を示すものではなく、投資助言として依拠すべきものでもありません。なお、ファンドの格付を表すものではありません。

※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

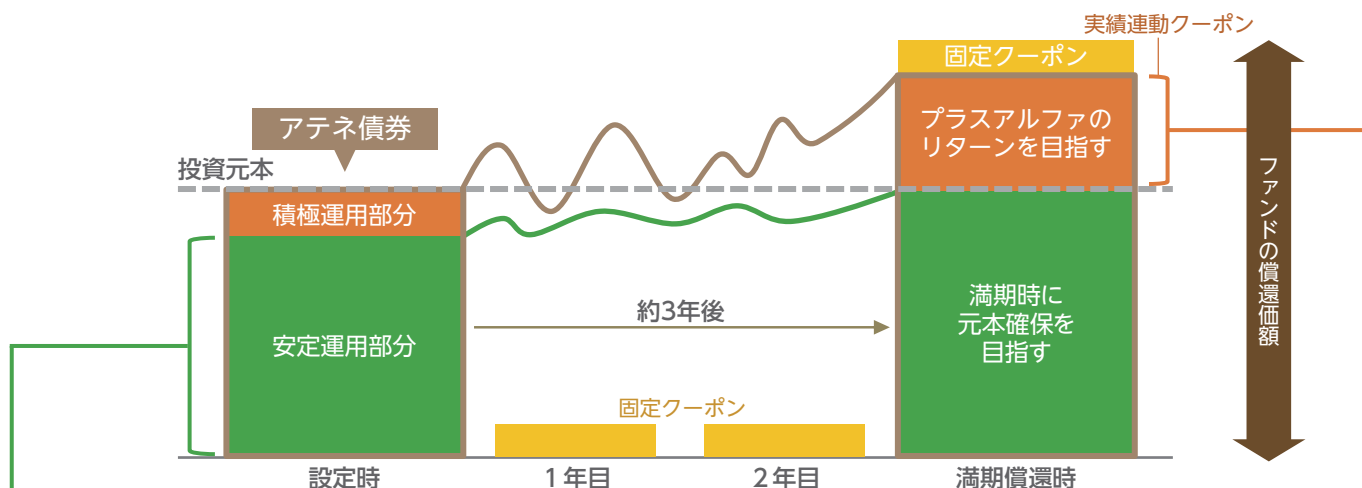
(出所)アテネ・ホールディング、Bloombergのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

# ✓ ファンドの目的・特色

## ファンドの特色

〈ご参考情報〉

### ファンドの運用イメージ



#### 安定運用部分

元本確保を目指す

- アテネ債券を原則として満期まで保有することによって、ファンドの満期償還時に元本確保を目指します。

#### 積極運用部分

プラスアルファのリターンを目指す

- 「SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数」を活用し、ファンドの満期償還時にプラスアルファのリターン獲得を目指します。
- 同指数のパフォーマンスがマイナスとなった場合でも、実績連動クーポンはゼロとなる（マイナスとはならない）ので、安定運用部分は毀損しません。

#### 分配金

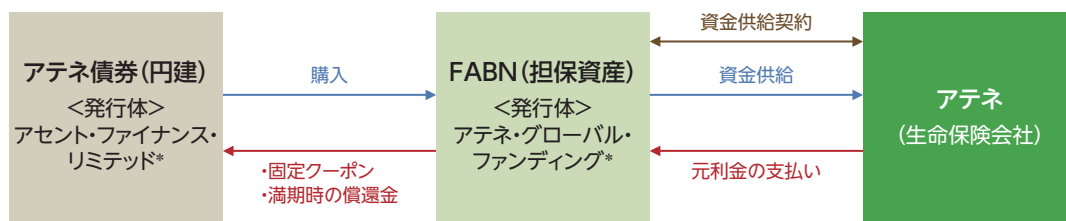
- アテネ債券の固定クーポン収入から諸コスト等を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に1万口当たり30円程度（課税前）の分配を行うことを目指します。なお、ファンドの最終期の分配金相当額は当ファンドの償還金額に含まれます。

※設定時の「安定運用部分」「積極運用部分」の割合は、アテネ債券の利回り等によって決定されます。

※ファンドは、満期償還時における元本確保を目指しますが、元本の確保を保証するものではありません。元本とは、お申込金額から購入時手数料を除いた金額を指します。

※上記はファンドの運用を表したイメージ図であり、全ての特徴を網羅したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## アテネ債券とFABN (担保資産) の関係



※債券の発行など特定の目的のために設立された特別目的事業体です。

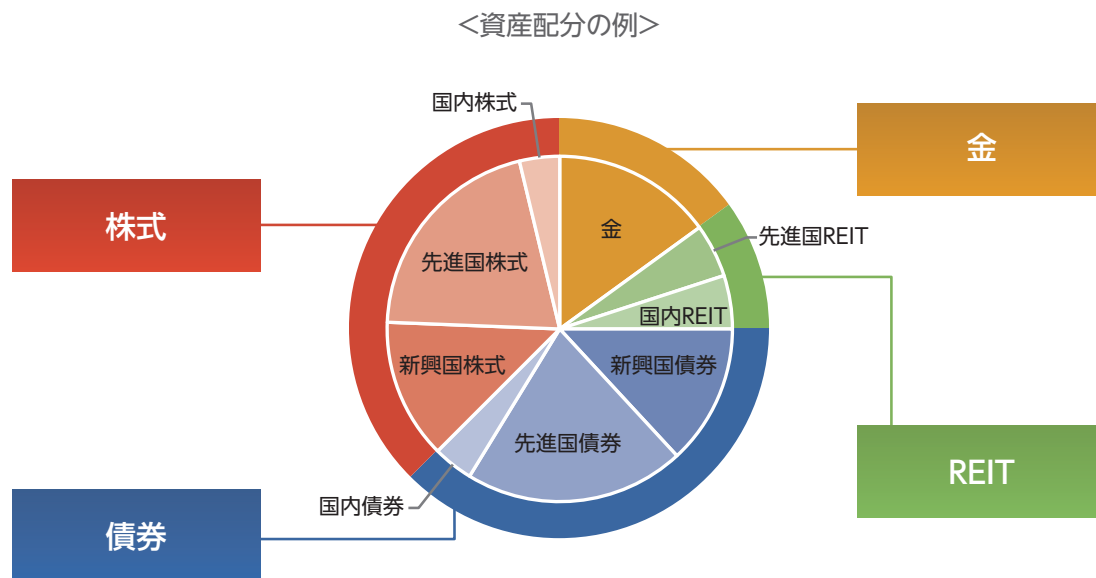
※FABNの債務不履行（デフォルト）等の理由からアテネ債券が早期償還となった場合には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

※上記のアテネ債券とFABNの関係はイメージであり、全ての特徴を網羅したものではありません。



## ファンドの特色

### SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数 資産配分の例と運用戦略における工夫



### 工夫1 経済規模に応じた資産配分

株式・債券の地域配分は、地域別(日本、先進国、新興国)のGDP総額の比率を参考に決定します。

### 工夫2 投資対象の拡張「金」

金は、リスク回避局面に強く他資産との相関が低い傾向があるため、収益の安定化を図りながら世界経済成長の果実の獲得を目指す分散投資において、有効な資産の1つと考えられます。

### 工夫3 投資対象の拡張「REIT」

REITは相対的に高く安定したインカム(配当)収益が魅力です。インカム収益は運用成果に寄与します。

■ SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数は、安定的なパフォーマンスの獲得を目指して、あらかじめ定められたルール\*に従い、ポートフォリオ全体の投資比率を日次で調整します。

\*目標リスク(ボラティリティ)水準を年率4%程度とします。なお、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、年率4%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

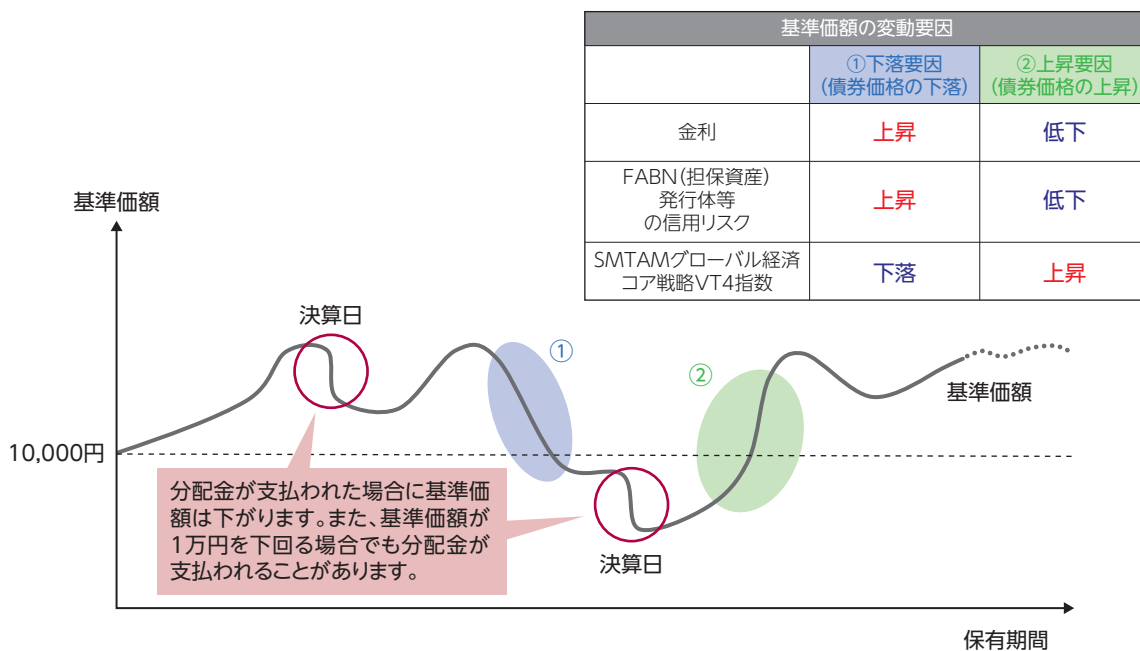
※当指数においては、先物取引やスワップ取引等を用いて複数の資産を実質的に組入対象とします。

# ✓ ファンドの目的・特色

## ファンドの特色

### ファンドの基準価額の変動イメージ

■ ファンドの基準価額は、主要投資対象であるアテネ債券の価格変動の影響を受けます。



※FABNの債務不履行(デフォルト)等の理由からアテネ債券が早期償還となった場合には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

※上記は当ファンドの基準価額の変動要因を表したイメージ図であり、全ての変動要因を網羅したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



## ファンドの特色

### 分配方針

- 原則として、毎年7月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。  
※第1期決算日は2027年7月13日です。
  - 分配対象額は、元本超過額又は経費控除後の配当等収益のいずれが多い金額とします。
  - 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- アテネ債券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様には帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

### 価格変動リスク

市場金利の変化、アテネの信用状況やその資金調達を行う市場環境の悪化、SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の収益率の低下は、ファンドが投資するアテネ債券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

#### <債券>

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

また、ファンドが投資するアテネ債券は、SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の累積収益率に基づき満期時のクーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなった場合は実績連動クーポンがゼロとなり、債券のクーポンは固定クーポンのみとなります。市場金利やアテネの信用状況に変化がない場合でも、アテネが資金調達を行う市場環境が悪化した場合やSMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の収益率が低下することにより満期時のクーポン総額が低下すると見込まれる場合は、アテネ債券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

#### <SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数>

ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となるSMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。

- ・SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数は、日本・先進国(日本を除く)・新興国の株式・債券及び日本・先進国(日本を除く)のREIT、並びに金の9資産で構成されています。構成比率が高い資産の価格が下落した場合や、複数又はすべての資産の価格が同時に下落した場合等には、SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の収益率が低下する要因となります。
- ・SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数を構成する資産のうち外貨建資産は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が円高になった場合には、SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の収益率が低下する可能性があります。
- ・SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の実質的な構成対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の収益率が低下する要因となります。



<p>信用リスク</p>	<p>有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。</p> <p>有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行（デフォルト）等が発生又は予想される場合には、その影響を受け変動します。</p> <p>ファンドが投資するアテネ債券は実質的にアテネの信用リスクを負います。アテネの信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が著しく下落する可能性があります。</p>
<p>銘柄集中リスク</p>	<p>特定の債券への集中投資は当該債券へのリスクが顕在化した場合、基準価額が著しく下落する要因となります。</p> <p>ファンドは特定の債券（アテネ債券のみの単一銘柄）を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、基準価額が著しく下落する要因となります。</p>
<p>流動性リスク</p>	<p>時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。</p> <p>ファンドが投資するアテネ債券は、流通市場が確立しておらず、また市場混乱等があった場合、実質的な信用リスクを負うアテネの信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。</p> <p>また、実質的な信用リスクを負うアテネの信用リスクが顕在化した場合等には、アテネ債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することがあります。</p>
<p>ファンドの 繰上償還リスク</p>	<p>投資する債券が早期償還となった場合は、時価で換金されるため、ファンドの償還価額は投資元本を下回る可能性があります。</p> <p>ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象とするアテネ債券が以下に掲げる場合等により早期償還となった場合には、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額は投資元本を下回る可能性があります。</p> <p>&lt;アテネ債券が早期償還となる主な場合&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. アテネ債券及び担保資産であるFABNに債務不履行（デフォルト）事由が発生したとき</li> <li>2. アテネ債券及び担保資産であるFABNに関連して税務上の取扱いに変更があったとき</li> <li>3. アテネ債券及び担保資産であるFABNが、法令等の変更によって適法に存続できなくなったとき</li> <li>4. アテネ債券の期限前償還以外の理由によりスワップ契約が終了したとき（スワップカウンターパーティーの破産事由等）</li> <li>5. アテネ債券及び担保資産であるFABNにおいて適用される法律、規制、又は指針が変更されたとき</li> </ol>

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## 投資リスク

### その他の留意点

- アテネ債券の担保資産であるFABNが債務不履行(デフォルト)となりアテネ債券が早期償還となった場合や法令あるいは税制の変更等によりアテネ債券が早期償還となった場合には、信託期間中であっても資金化後に投資信託契約を解約し、ファンドは償還されます。
- ファンドは、SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数に重大な変更があった場合もしくは算出・公表が停止等された場合、又はやむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも投資信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
- ファンドは、SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数に重大な変更があった場合、又は算出・公表が停止等された場合、又はやむを得ない事情が発生した場合は、主要投資対象とするアテネ債券の発行要項により、クーポンの条件等が変更となります。この場合、分配を行わない場合があります。
- ファンドを中途解約した場合、解約価額が投資元本を下回る可能性があります。**
- ファンドは、保有期間中に基準価額が1万円を下回る場合があります。**
- ファンドが主要投資対象とするアテネ債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止すること及びすでに受付けた解約の受付を取り消すことができるものとします。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短時間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

### リスクの管理体制

#### 委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

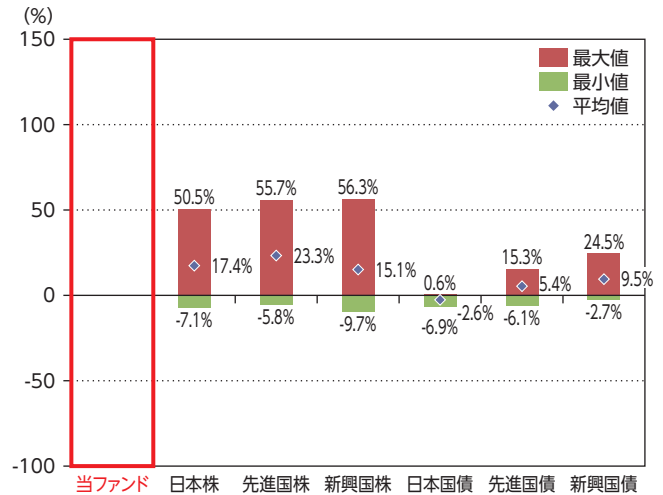


## 【参考情報】

### 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

\*当ファンドは2026年6月30日に運用を開始する予定であり、表示に必要とする年間騰落率及び分配金再投資基準価額のデータはありません。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*2021年4月～2026年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドは2026年6月30日に運用を開始する予定であり、表示に必要とする年間騰落率のデータはありません。

### 各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

**基準価額・純資産の推移**

ファンドは、2026年6月30日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

**分配の推移**

ファンドは、2026年6月30日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

**主要な資産の状況**

ファンドは、2026年6月30日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

**年間収益率の推移(暦年ベース)**

ファンドは、2026年6月30日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。



## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	1口につき1円とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口以上1口単位で販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年6月1日から2026年6月29日までとします。
換金申込受付不可日	申込日の翌営業日が次のいずれかの場合は、換金のお申込みを受け付けられないものとします。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行休業日 ロンドンの銀行休業日 ユーレックスの休業日
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、アテネ債券の売買停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	原則として、2026年6月30日(設定日)から2029年7月13日までとします。
繰上償還	FABNの債務不履行(デフォルト)や法令あるいは税制の変更等の理由からアテネ債券が早期償還となった場合には、アテネ債券の資金化後にこのファンドを解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ●受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ●SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数に重大な変更があった場合もしくは算出・公表が停止等された場合 ●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年7月13日(休業日の場合は翌営業日)です。 ※第1期決算日は2027年7月13日です。
収益分配	年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 [分配金受取りコース]専用ファンドです。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※上記は、2026年3月31日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	買付金額に対し、 <b>1.65% (税抜1.5%) を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。												
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>運用管理費用 (信託報酬) の総額は、以下の通りです。 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。</p> <p>元本総額に対して <b>年率0.66% (税抜0.6%) 以内*</b> を乗じて得た額            信託報酬 = 運用期間中の元本 × 信託報酬率            支払先毎の配分は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.3025% (税抜0.275%) 以内*</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.3025% (税抜0.275%) 以内*</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.055% (税抜0.05%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2026年6月30日現在、<b>合計 年率0.66% (税抜0.6%)</b>、委託会社 年率0.3025% (税抜0.275%)、販売会社 年率0.3025% (税抜0.275%) です。            なお、アテネ債券の条件決定後の当該料率及びその配分については、委託会社が発行条件を勧案のうえ決定し、その内容を委託会社のホームページ (<a href="https://www.smtam.jp/">https://www.smtam.jp/</a>) で公表します。</p>	支払先	内訳	主な役務	委託会社	年率0.3025% (税抜0.275%) 以内*	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価	販売会社	年率0.3025% (税抜0.275%) 以内*	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年率0.055% (税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
支払先	内訳	主な役務											
委託会社	年率0.3025% (税抜0.275%) 以内*	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価											
販売会社	年率0.3025% (税抜0.275%) 以内*	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年率0.055% (税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価											
戦略指数に関する費用等	<p>ファンドの主要投資対象であるアテネ債券の満期償還時における実績連動クーポンは、SMTAMグローバル経済コア戦略VT4指数の収益率等を参照して決定されます。同指数のリターン (損益) は、各資産の構成比率とそれぞれの収益率を合成し複製コスト、取引コスト及び戦略控除率等を控除して算出されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複製コスト及び取引コストの試算 合計で年率0.16%~0.35%程度 (2017年12月末から2026年1月末における年間相当コストの最大値と最小値、UBS証券による試算) 上記は、過去の構成資産の指数の変動率等を基に試算した結果であり、市場環境等によっては試算の最大値を超過する場合があります。また、各コストは変更される場合があります。</li> <li>戦略控除率: 年率1.0% 戦略指数に乗じる連動率等を実現するために必要なものとして、戦略指数の計算ルールにおいて定めるコストです。</li> </ul> <p>※上記は、2026年5月15日現在、委託会社が知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。</p>												
その他の費用・手数料	<p>有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券の売買・保管に係る費用: 有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料</li> <li>信託事務に係る諸費用: 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等</li> <li>監査費用: 監査法人に支払うファンドの監査に係る費用</li> </ul>												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。



### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2026年3月31日現在のものです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間の末日が到来していないため、該当する記載事項はありません。

# <メモ>

# <メモ>

